

【70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額】

70歳以上の方は、当組合から交付している「健康保険高齢受給者証」を医療機関等に提示することにより、月毎の一部負担金等が表2の「自己負担限度額」までとなります。

なお、住民税非課税世帯の方は、当組合へ「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」を提出してください。

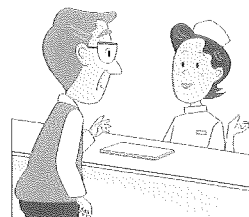


表2 自己負担限度額（70歳以上75歳未満）

※所得区分	負担割合	自己負担限度額	
		外来（個人ごと）	外来・入院の合計（世帯ごと）
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 〔多数該当 44,400円〕
一般	・昭和19年4月1日以前の 生まれ：1割 ・昭和19年4月2日以後の 生まれ：2割	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ			15,000円

※所得区分

現役並み所得者…標準報酬月額が28万円以上または課税所得が145万円以上
かつ、年収が複数世帯で520万円以上、単身世帯で383万円以上

低所得者Ⅱ………住民税非課税世帯

低所得者Ⅰ………住民税非課税世帯で年金収入80万円以下

「限度額適用認定証」または「健康保険高齢受給者証」を提示した際の高額療養費相当額は、当組合から医療機関等へ支払っています。

付加給付

当組合では、レセプト1件につき医療機関等（入院、外来、歯科別）に支払った一部負担金等から2万円を控除した金額を、付加給付として支給しています。

（控除後の額が1,000円未満不支給、100円未満切捨て）

計算例

表1の「適用区分欄」のウに該当し、総医療費が400,000円で、
3割負担者の場合の当組合からの支給額

$80,100円 + (400,000円 - 267,000円) \times 0.01 = 81,430円$ 自己負担限度額

$120,000円 (3割負担) - 81,430円 = 38,570円$ 高額療養費

$81,430円 - 20,000円 = 61,400円$ 付加給付 (100円未満切捨て)

$38,570円 (高額療養費) + 61,400円 (付加給付) = 99,970円$ 支給額